

白井市教育研究会事業補助金交付要綱

所管課

教育支援課

1 補助金の名称

教育研究会事業補助金

2 補助金交付の目的

児童・生徒の学力の向上及び教職員の資質の向上を図るため。

3 補助対象

教育研究会推進事業、全体研修事業、国際理解教育事業、保健研究部推進事業、事務研究部推進事業、障害児教育研究推進事業、教育課程研究推進事業、白井の教育発行事業、小中学校交流研修事業、教育奨励事業、視察研修事業

4 補助対象経費

印刷製本費、講師謝礼、消耗品費、食糧費、通信運搬費、交通費、諸経費

〔補助対象外経費〕

補助対象経費以外の経費

5 補助額（率）

40万円を限度とする。

6 予算の範囲

当初予算の範囲内

7 施行日

平成13年4月1日

8 補助金の終期

平成35年3月31日

9 改正履歴